

第3号議案 2021年度事業計画及び予算に関する件

I. 2021年度事業計画 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

新型コロナ感染防止のため、人とのコミュニケーションや対面する場が多い活動は大きく制限されています。オンラインの活用と細やかなコミュニケーションをとることで活動の停滞を防ぐように考えています。ユニバーサル農業の推進をはかり「農業の可能性と価値」を地域に広く伝え、多様な市民が「農」に関わるしくみづくりをするために「第11回ちばユニバーサル農業フェスタ」は小規模、屋外のみで開催とします。また、シニア世代の農業への参画、就農、福祉施設の農業分野の取組みを支援するために情報交流、学びあう場を開きます。また、県内の企業家、NPO、協同組合、福祉事業者など多様な主体と連携し、持続可能な地域づくりをすすめるために「第3回つながる経済フォーラム」開催に協力します。

【組織】

- 1) NPOや地域活動団体、企業、事業者等にも呼びかけて会員を増やし、組織基盤を強化します。
- 2) 理事は11名、監事は2名の役員とし、理事会は4回開催とします。(定例で第3火曜日)
第1回：7月20日17:00～ 第2回：10月19日15:00～ 第3回：1月18日15:00～
第4回：4月19日17:00～ 第16回総会：5月17日15:00～
- 3) 事務局は、認定特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブと業務委託契約をします。委託料は、月額10,000円とします。

【財政】

法人の管理運営費は、会費収入、寄付金、事業収入(ユニバーサル農業販路拡大支援事業等)で運営します。

【事業】

1) 相談事業

ユニバーサル農業に関する相談や問い合わせに対応します。また、ユニバーサル就労の農業分野での取組みを推進するために、会員団体や関係機関との連携を図ります。

2) 研修・講座事業

ユニバーサル農業の可能性を共有するための講演会、交流会を開催します。

3) 情報収集・提供事業

- ・団体ブログは適時更新します。
- ・「ちばユニバーサル農業」のFacebookページで、福祉施設や団体の活動紹介や商品情報、イベント等を適時発信し、情報提供をすすめます。

4) 連携(ネットワーク)事業

- ・生活クラブ千葉グループ協議会、千葉県労働者福祉協議会理事として参画します。
- ・社会福祉法人生活クラブが主催するユニバーサル農業さくら野菜お届け便円卓会議にメンバーとして参画します。
- ・「第11回ちばユニバーサル農業フェスタ」は、実行委員会を立上げ、四街道市みんなで地域づくりセンターの協力を得て四街道市文化センター前広場にて11/27(土)(予定)開催します。新型コロナ感染防止の対策を徹底したうえで、規模は拡大しない方向です。また、神崎町での開催については検討します。
- ・ユニバーサル農業で生産される農産物や加工品の販売促進を目的に、(株)生活クラブ・スピリッツの

カタログ通販事業と連携、該当する県内商品の発掘、紹介を行います。

- ・第 3 回つながる経済フォーラムの開催に協力し、効率を優先する経済から人が中心になる地域循環経済について考え合い、地域づくりに活かします。

II. 活動予算

2021 年度（2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）の予算は、別表のとおりとします。

第 4 号議案 役員選出に関する件

役員の変更期にあたり、下記役員を選出します。定款に定められた役員人数は、理事 10 人以上 15 人以上、監事 2 人、任期は 2023 年度総会までとなります。

新任の理事：山崎 裕之（特定非営利活動法人 NPO 支援センターちば）

（2020 年 7 月からオブザーバー参加）

重任する役員：

理事	飯田 耕一	（特定非営利活動法人千葉自然学校）
同	小椋 清	（特定非営利活動法人ミクロネシア振興協会）
同	池田 徹	（生活クラブ千葉グループ協議会）
同	岡田 勝	（千葉県労働者福祉協議会）
同	宮崎 弘志	（千葉県労働者福祉協議会）
同	緒方 ともみ	（特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター）
同	大森 智恵子	（特定非営利活動法人子ども劇場千葉県センター）
同	牧野 昌子	（特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ）
同	勝又 恵里子	（特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ）
監事	永富 博之	（日本労働組合総連合会 千葉県連合会）
同	樋口 謙二	（生活クラブ千葉グループ協議会、生活クラブ生協）

- ・理事長、副理事長の選出は、別途臨時理事会で決議します。

第 5 号議案 定款変更に関する件

特定非営利活動法人地域創造ネットワークちばの定款では、総会議事録、理事会議事録について以下のように規定しているが、オンラインでの開催等を考慮し、便宜を図るうえで以下のように変更します。

1. 総会議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

変更案：総会議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印または署名しなければならない。

2. 理事会議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

変更案：理事会議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印または署名しなければならない。